

静岡市防災協会の法人化について

静岡市防災協会は、防火・防災思想の普及、啓発を活動基盤とし、各事業所の安全対策の強化と地域社会への安全責務を果たしてきており、会員はもとより地域住民に対する安全対策の推進に寄与する功績は大なるものがあります。

しかしながら、任意団体の特性上、防火・防災に関するきめ細やかな講習会の実施、会員に対する情報提供やより高度な人材の育成など、どうしても制限があります。また、思うように好転しない景気動向もあり会員数も年々減少傾向となっており、将来的に当協会の防火・防災事業の継続が困難となることが予想されています。

このような課題を解決するために組織の法人化を進めることとします。

法人化による事業の独自性や主体性が明確になることにより、事業規模が拡大し、対外的な信用度も高まることが期待できることから、現在の課題解決に繋がり、永く続くような社会貢献事業を推進していくことができるものと考えています。

Q1 法人化するための最大の理由は、なんですか。

A1 年々会員数・会費収入が減少傾向にあり、将来的に当協会の防火・防災事業の継続が困難となることが予想され、この課題解決には、法人化以外にないと考えるためです。

Q2 法人化のメリットは、なんですか。

- A2
- ・県外で実施されていた自衛消防業務講習新規講習が開催できるようになります。
 - ・法に定められた法人として運営することにより、組織の根拠が明確になるため、任意団体と比べて社会的信用が増します。
 - ・新たな会員募集を積極的に行え、会員増が見込まれます。
 - ・これまで以上に会員への情報提供、防火講習の実施が可能になります。
 - ・事業を行うための安定した事業収入を得ることができます。
 - ・法人名で各種の契約（銀行口座の開設、事務所の貸借、従業員の雇用など）が行えるようになります。（任意団体では銀行口座の開設など対外的な契約が代表者の個人名義で行わなければならないため、代表者が変わるごとに口座の名義変更が必要。）
 - ・行政からの受託や、国外の機関との提携には、法人格が必須条件になっていることもあるので、そのような場合にも対応できます。
 - ・損害賠償の責任も、原則として代表者個人ではなく、法人が負うことに

なり、代表者のリスクを軽減できます。

- ・多くのメリットがあるなか、会費はそのままを維持できます。

Q3 法人化のデメリットは、なんですか。

- A3
- ・法律上定められた書類作成など事務手続きが増えます。
 - ・経理処理は法人として行うことになるので、任意団体より難しくなります。
 - ・代表個人の契約から法人名義の契約に変更する必要があります。
 - ・事業内容に応じた職員が必要になります。

Q4 どのような方針で法人化の準備を進めますか。

A4 新たな「一般社団法人 静岡市防災協会」の定款や諸規則、組織、運営方法、会計などを関連法令等にあわせて見直しますが、新法人への移行をスムーズに行うため、現行の会則や組織・運営方法などを可能な限り踏襲します。

また、これまで以上の収入が見込まれるため会費について値上げすることなく、法人運営のための経費も生み出せるものと考えています。また、あわせて会員の権利確保についても十分配慮致します。